

徳島県規則第三十五号

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成二十五年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条中「別表第二に掲げる都府県の知事が行う食用のふぐの処理に関する」を「他の都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長が実施するふぐの処理に関する試験のうち、知事が条例第七条のふぐ処理師試験（以下「ふぐ処理師試験」という。）と同等以上であると認める」に改める。

第七条中「条例第七条の」及び「（以下「ふぐ処理師試験」という。）」を削る。

第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。